

# 支障行動のある職員への対応に関する要綱

## 神奈川県横浜市

人口：3,544,104 人

面積：437.38 km<sup>2</sup>

### 取組の概要

公務の能率の維持と、その適正な運営の確保を図ることを目的に、円滑な職場運営を阻害する要因となる行動（支障行動）の著しい職員への対応を要綱に定め、市職員としての適格性を欠く場合には、分限免職を行うことを明確にした上で、厳格に対応している。

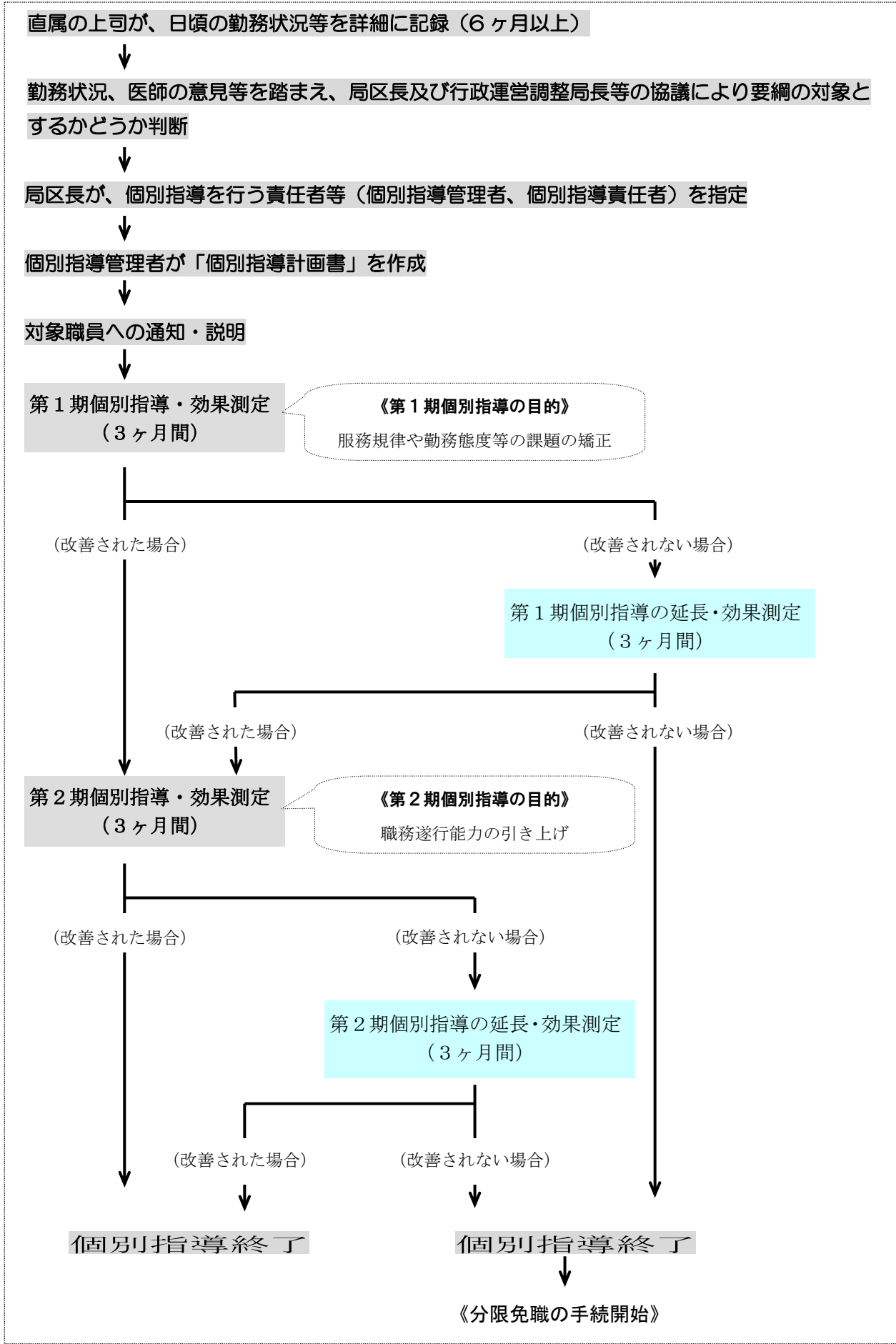
### 取組の紹介

#### 1 取組の背景

- ・ 職員の意欲や能力を最大限に引き出し、積極果敢に挑戦する人材を育成し活用することができるよう、「努力すれば報われる」人事・給与制度への改革に取り組んでいる中で、職員が力を合わせて生き生きと働くことのできる職場作りを進める一貫として実施している。

#### 2 取組の具体的内容

- ・ 直属の上司が記録した勤務状況や、医師の意見等を踏まえて対象職員を決定する。
- ・ 対象職員は、職務遂行能力の欠如、熱意の欠如、職務命令への不服従、独善的行動、反抗的態度、暴力的言動、破廉恥行為等の程度が著しい者のうち、職場における日常的な指導を行っても、その支障行動の改善が見込まれない者である。
- ・ 対象となった職員については、服務規律や勤務態度等の課題矯正を行う第1期と、職務遂行能力の引き上げを行う第2期からなる個別指導を実施することとしている。
- ・ 個別指導中は定期的に効果測定し、対象職員の改善状況をチェックする。
- ・ 第1期、第2期ともに効果測定結果が良好であれば個別指導は終了するが、いずれかの効果測定結果が良好でない場合には分限免職の手続きを開始することとする。
- ・ 手続きのフローは次のとおりである。



### **3 取組の効果**

- ・ 要綱を制定し、本市の姿勢を明らかにしたことにより、指導の対象となり得る職員に職務に対する意識づけができた。

### **4 住民の反応・評価**

- ・ 本要綱の運用を通じて職員が力を合わせて生き生きと働くことのできる職場づくりを進め、より一層の市民満足度の向上につなげたいと考えている。

### **5 今後の課題**

- ・ 今後、個別指導を行うための指導方法や指導内容の充実を図っていく必要がある。
- ・ また、本要綱の運用のみならず様々な角度から、職員が力を合わせて生き生きと働くことのできる職場作りを進めていく必要がある。

#### **(参考) 当該取組内容の関連ホームページ**

<http://www.city.yokohama.jp/se/mayor/interview/2005/051019.html>

**担当部署：行政運営調整局人材組織部人事組織課**